

議案第72号

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年9月9日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1の9の項第1号中「アからウまで」を「ア又はイ」に改め、同号ア中「住宅性能評価書」の次に「（以下この項において「住宅性能評価書」という。）」を加え、同項第2号ア中「確認書」の次に「又は住宅性能評価書」を加え、同項の次に次のように加える。

|             |  |                     |  |
|-------------|--|---------------------|--|
| 9<br>の<br>2 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第6項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料 | 長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、9の項の(2)ア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 |
|-------------|--|---------------------|--|

別表第1の10の項の次に次のように加える。

|              |  |                       |                         |
|--------------|--|-----------------------|-------------------------|
| 10<br>の<br>2 | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 | 9の2の項に規定する額に2分の1を乗じて得た額 |
|--------------|--|-----------------------|-------------------------|

別表第2の41の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表42の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表56の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表57の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (提案理由)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い手数料の項目を追加するとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による建築基準法の一部改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市建築関係手数料条例（平成11年つくば市条例第38号）新旧対照表

| 改正後                 |  |     |  | 改正前                 |  |     |  |
|---------------------|--|-----|--|---------------------|--|-----|--|
| 本則・附則（略）            |  |     |  | 本則・附則（略）            |  |     |  |
| 別表第1（第2条、第3条、第5条関係） |  |     |  | 別表第1（第2条、第3条、第5条関係） |  |     |  |
| 項                   | 事務   | 名称  | 金額   | 項                   | 事務   | 名称  | 金額   |
| (略)                 | (略)  | (略) | (略)  | (略)                 | (略)  | (略) | (略)  |
| 9                   | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 | (略) | (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項、10の項、13の項、14の項、18の項及び19の項において「建築基準関係規定適合審査」という。）を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を新築しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 | 9                   | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 | (略) | (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づき当該長期優良住宅建築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査（以下この項、10の項、13の項、14の項、18の項及び19の項において「建築基準関係規定適合審査」という。）を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を新築しようとするときは、次のアからウまでに掲げる区分に応じ、当該アからウまでに定める額 |

ア 長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）又は住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」という。）をいう。）がある場合  
ア）・イ）（略）  
イ）（略）  
(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を増築し、又は改築しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額  
ア 確認書又は住宅性

ア 長期優良住宅の促進に関する法律第6条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書面（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この項において「確認書」という。）又は住宅性能評価書（以下この項において「住宅性能評価書」をいう。）がある場合  
ア）・イ）（略）  
イ）（略）  
(2) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう申し出ない場合であって、住宅を増築し、又は改築しようとするときは、次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額  
ア 確認書

|     |  |                       |  |
|-----|--|-----------------------|--|
|     |  |                       | 能評価書がある場合<br>(ア)・(イ) (略)<br>イ (略)<br>(3) (略)             |
| 9   | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第2項及び第7項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査 | 長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料   | 長期優良住宅として維持保全を行おうとする場合は、9の項の(2)ア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額 |
| 10  | (略)  | (略)                   | (略)  |
| 10  | 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項の規定に基づく長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査   | 長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料 | 9の2の項に規定する額に2分の1を乗じて得た額                                  |
| (略) | (略)  | (略)                   | (略)  |

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

| 項   | 事務                                      | 名称  | 金額 (1件につき) |
|-----|---|-----|------------|
| (略) | (略)                                     | (略) | (略)        |
| 41  | 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | (略) | (略)        |
| 42  | 建築基準法第85条第7項の規定に基づく仮設建築                 | (略) | (略)        |

|     |     |     |   |
|-----|-----|-----|---|
|     |     |     | _____がある場合<br>(ア)・(イ) (略)<br>イ (略)<br>(3) (略) |
| 10  | (略) | (略) | (略)   |
| (略) | (略) | (略) | (略)   |

別表第2 (第2条、第3条、第5条関係)

| 項   | 事務                                      | 名称  | 金額 (1件につき) |
|-----|---|-----|------------|
| (略) | (略)                                     | (略) | (略)        |
| 41  | 建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請に対する審査 | (略) | (略)        |
| 42  | 建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設建築                 | (略) | (略)        |

|     |  |     |     |
|-----|--|-----|-----|
|     | 物の建築の許可の申請に対する審査                                     |     |     |
| (略) | (略)  | (略) | (略) |
| 56  | 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に関する許可の申請に対する審査   | (略) | (略) |
| 57  | 建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく建築物の特別興行場等への用途変更に関する許可の申請に対する審査 | (略) | (略) |
| (略) | (略)  | (略) | (略) |

別表第3 (略)

|     |  |     |     |
|-----|--|-----|-----|
|     | 物の建築の許可の申請に対する審査                                     |     |     |
| (略) | (略)  | (略) | (略) |
| 56  | 建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の興行場等への用途変更に関する許可の申請に対する審査   | (略) | (略) |
| 57  | 建築基準法第87条の3第6項の規定に基づく建築物の特別興行場等への用途変更に関する許可の申請に対する審査 | (略) | (略) |
| (略) | (略)  | (略) | (略) |

別表第3 (略)